

2009年7月13日

報道関係各位

社団法人 日本臓器移植ネットワーク

臓器の移植に関する法律の改正に伴うコメントについて

社団法人日本臓器移植ネットワーク(東京都港区、笥原一理事長)は、臓器の移植に関する法律の改正が成立したことを受け、以下のコメントを発表いたします。

なお、今後各社からの個別の問合せを頂きますとも、法律に沿ったガイドライン等詳細が決まるまで、改正後を想定したご質問にはお答えできませんのでご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

「この度、臓器の移植に関する法律が施行されてから11年の年月を経て改正されましたことは、国会議員をはじめ関係の皆様のご努力の賜物と、深甚たる敬意を表します。平成9年10月に現行法が施行されてから今日まで、法律を遵守し適正な普及啓発と臓器のあっせんを行って参りましたが、今後も、厚生労働省のご指導の下、改正法の主旨に沿った臓器移植の推進に努力して参ります。」

以上

【この件に関するお問合せ先】

(社) 日本臓器移植ネットワーク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

TEL : 03-5501-3360 FAX : 03-3502-2072 (問い合わせ時間 平日 9:00~17:30)

広報・普及啓発部

ホームページ : <http://www.jotnw.or.jp>